

平成24年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)

区 分	件 名	概 要					
<p>その他議案 (1件) 健康福祉部</p>	<p>地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の認可について</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">予 条 所 報 認 提</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">算 例 其 他 議 案 告 定 出 計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">件 件 1 件 件 件 件 1 件</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">}</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">議案 1件</td> </tr> </table> </div> <p>地方独立行政法人法第26条第1項及び第83条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センターが策定した中期計画について、議会の議決を経て認可しようとするものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">&lt; 参考 &gt;</p> <p>地方独立行政法人法 (中期計画) 第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2～5 (略)</p> <p>(料金及び中期計画の特例) 第83条 1～2 (略) 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> </div>	予 条 所 報 認 提	算 例 其 他 議 案 告 定 出 計	件 件 1 件 件 件 件 1 件	}	議案 1件
予 条 所 報 認 提	算 例 其 他 議 案 告 定 出 計	件 件 1 件 件 件 件 1 件	}	議案 1件			